



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 53(6), 339-340
Issue Date	2003-03-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15192">https://hdl.handle.net/2115/15192</a>
Type	other
File Information	53(6)_p339-340.pdf



## 北海道大学法学会記事

共通テーマ「EU法統一と域外諸国の対応」

「わが国の消費者契約法とヨーロッパ法」

報告者 池田清治  
出席者 一七名

本報告の内容は、本誌五四巻三号以降に掲載予定である。

○二〇〇二年一〇月二四日（木）午後三時より

「違憲審査制の『活性化』について」

報告者 笹田栄司  
出席者 二二名

○二〇〇二年九月一七日（火）午後二時より  
共通テーマ「EU法統一と域外諸国の対応」

「国内私法からヨーロッパ私法へ—スイスの状況」

報告者 パウル・フォルケン  
（スイス・フリブール大学教授）  
通 訊 藤原 正 則  
出席者 一七名

本報告の内容は、本誌五四巻三号以降に掲載予定である。

○二〇〇二年九月一八日（水）午後二時より

本報告の内容は、「違憲審査活性化は最高裁改革で」（紙谷雅子編『日本国憲法を読み直す』一四八～一六六頁、日本経済新聞社、二〇〇〇年）及び「司法における専門性と国民参加—戦後司法制度改革補遺」（金沢法学四四巻三号一五～三七頁、二〇〇二年）に基づくものである。なお、主たる報告内容は次の通りである。

わが国の違憲審査制がなにも機能していないのか、という点について、違憲審査制成立の経緯をふまえて、最高裁への

権限の一元的集中、最高裁の二重の役割（「上告審」であると同時に「違憲審査についての最終審」、そして最高裁判事の過重負担に分析を加えた。そのうえで、違憲審査活性化の試みとして、上告制限、憲法裁判所、そして憲法部を紹介し、それらについて批判的検討をおこなった。最後に、私案として、「最高裁判所の機構改革」を紹介した。本報告に対して様々な見解がだされ、議論を詰める必要性を痛感したが、その内容は、憲法事件を含む上告制限は可能ではないか、最高裁判官の任命にあたり裁判官候補者の国会での聴聞というような手続は考えられないか、憲法部と笹田案に違いはあるのか、笹田案にいう「特別高裁」はどのような役割を担うのか、笹田案で本場に最高裁の負担軽減は可能か、最高裁を支える調査官に代えてどのような人的サポートシステムを作るのか、アメリカ連邦最高裁との比較等であった。私の検討が不十分であった論点を指摘していただき今後の検討課題も明確になったところも多々あり、出席者の方々に感謝する次第である。